

令和6年(ワ)597号 契約条項等使用差止等請求事件

原告 特定非営利活動法人 消費者ネット広島

被告 宗教法人円蔵院太陽の会

準備書面1

令和6年11月12日

広島地方裁判所 民事第2部20係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 清水 正 之



同 弁護士 石 井 貴 博



同 弁護士 大 本 卓 志



同 弁護士 川 島 好 勝



同 弁護士 佐 藤 勝 彦



同 弁護士 友 清 一 郎



同 弁護士 鳥 谷 部 茂







同 弁護士 那 須 寛



同 弁護士 原 田 武 彦



同	弁護士	福	田	康	亮	
同	弁護士	三	保	友	佳	
同	弁護士	山	本	一	志	
同	弁護士	藜	園	泰	斗	

第1 被告第1準備書面第2に対する認否

(1) 1項につき

ア (1)アについては争う。

イ (1)イ(ア)につき、

第1段落は、不知。

第2段落は、認める。

第3段落は、認める。

第4段落は、争う。

ウ (1)イ(イ)につき、

第1段落は、認める。

第2段落は、認める。

エ (1)イ(ウ)につき、認める。

オ (1)ウにつき、争う。

カ (2)につき、争う。

(2) 2項につき、争う。

第2 問題の整理及び被告の主張に対する反論

1 問題の整理

本件においては、本件規則及び本件書面における、契約解除時に既払金の全部を返金しないことを内容とする条項（「コスモガーデン高天原樹木葬霊園使用規則」14条3項（甲3）、「ご契約の内容」2条(3)、同6条なお書き（甲4））（以下、「本件規則等」という）、が、消費者契約法9条1項に違反するか否かが問題となっている。

この点、原告は、本件契約の性質を準委任契約の性質を有するものであるとし、準委任契約であれば委任者はいつでも契約を解除することができる（民法656条、同651条1項）、また、解除に際し、

受任者は既に履行した割合に応じて報酬を請求することができるにとどまるため（民法648条3項）、履行済みの役務のない本件において既払金の全部を返金しないことを内容とする本件規約等は、平均的な損害を超えて、解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であり、無効であると主張している。

これに対し、被告は、本件契約は、墓地使用权設定契約であり、使用料を支払った時点において顧客は墓地使用权を取得しており、被告は、本件契約における主となる債務の履行を完了していることから、本件契約による墓地の返還の申し入れは、墓地使用权の放棄であって、それに伴って、本件契約が将来に向かって解除されるとしても、被告は、使用料を返還する義務を負わないことから、本件規則等は、契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項ではなく、消費者契約法9条1項により無効となるものではないと主張しているものと思われる。

本件の検討にあたり、以下に関連する裁判例等について、説明する。

2 裁判例

本件の参考となる裁判例として、以下の裁判例がある。

(1) 裁判例①：京都地裁平成19年6月29日判決（甲12）

○要旨

被相続人が、墓地を経営する宗教法人である控訴人との間で墓地使用契約を締結し、墓地使用料を一括して支払っていたところ、相続人である被控訴人が、控訴人に対し、同契約を解約するとの申し入れをした上で、不当利得返還請求権に基づき、墓地使用料の返還等を求めた事案において、本件墓地使用契約は、一定期間の

使用権を設定するものではなく、永続的ないし永代的な使用権を設定するものということができ、本件墓地使用料は、墓地使用権の設定に対する対価と解するのが相当であり、被控訴人が本件墓地使用契約の解約を申し入れたとしても、支払済みの本件墓地使用料の全部又は一部について不当利得返還請求権が発生するとはいえないとした。

○前提とする事実

本件における墓地使用規則には、以下の規定が置かれていた。

①墓地は控訴人の檀徒が使用すること（第1条）、②新規の使用者は墓地使用料を志納しなければならないこと（第5条）、③墓地の使用権は、使用者の相続人以外の第三者には原則として譲渡することができないこと（第6条）、④墓地相続者又は控訴人から墓地使用者と認められた者は控訴人に墓地使用承継届けを提出すること（第7条）、⑤檀徒でなくなった場合は、原則として墓地を返還すること（第8条）、⑥墓地管理費を5年以上滞納したときは墓地使用権を取り消し、控訴人は無縁墓地として処理することができること（第11条）が規定されているが、墓地の使用期間についての規定及び本件墓地使用料の返還についての規定はない。

○判示

(1) 前記前提となる事実(2)イの本件墓地使用規則の内容によれば、本件墓地使用契約は、墓地の使用期間の定めはなく、使用者の死亡にかかわらず、相続人又は控訴人から認められた祭祀承継者に引き続き墓地の使用を許諾するものであるから、賃借権又は使用借権のように一定期間の使用権を設定するものではなく、永続的ないし永代的な使用権を設定するものということができる。

(2) 本件墓地使用契約の上記性質に加えて、本件墓地使用料は

使用開始時に一括払いが予定されていること（本件墓地使用規則第5条及びAは契約締結時に一括払いしていることからそのように解される。）及び本件墓地使用規則には本件墓地使用料の返還についての規定はないことを考慮すれば、本件墓地使用料は使用期間に対応した使用の対価とはいえず、墓地使用权の設定に対する対価と解するのが相当である。

(2) 裁判例②：大阪地裁令和2年12月10日判決（甲13）

○要旨

納骨壇使用契約の法的性質を諾成的寄託契約に準委任契約が付随した混合契約であるとした上、同契約に基づく永代使用料及び永代供養料の支払の一部について、解約により法律上の原因を欠くに至ったため、不当利得として返還することを命じた

○前提とする事実

証拠（甲1）によれば、本件管理規約2条は、被告の代表役員が納骨壇の管理・運営をする旨、同4条9項は、納骨壇の使用者が遺骨又は遺品を収納する度に所定の遺骨預り願いを提出しなければならない旨、同条5項は、納骨された慰霊については管理者である被告の代表役員がその責任において永代にわたって供養する旨、それぞれ定めていることが認められる。

○判示

判示①

このような本件管理規約の条項及び前記前提事実（第2の2(2)ア）で述べた本件管理規約3条2項本文の内容に照らすと、本件契約は、被告が原告から遺骨預り願いの提出を受けた場合に遺骨又は遺品を永代にわたって保管し、その報酬として原告が被告に対して永代使用料を支払うこと及び遺骨又は遺品の保管を前提に、

被告が原告のためにその保管する遺骨又は遺品を永代にわたって供養するという役務を提供することをその本質的内容とする契約であると認められる。

そうすると、本件契約の性質は、被告が原告のために遺骨又は遺品を保管することを約し、その寄託の報酬として原告が被告に対し永代使用料を支払うという内容の有償の諾成的寄託契約に、被告が原告のために永代供養という役務提供を行うことを約するという内容の準委任契約が付随した混合契約であると解するのが相当である。

判示②

永代使用料及び永代供養料として支払われた金員のうちには、本件納骨壇を使用し、供養を受けることができる地位を付与され、これによって、宗教的感情を満足させる効果が生じたことに対する対価としての性質を有する部分があるとみるのが相当であり、当該部分については、後に本件契約が解除されても返還義務が生じるものではないと解される。

そして、永代使用料及び永代供養料における、遺骨又は遺品を永代にわたって保管し、供養することに対する報酬の部分と、それを受けることができる地位を取得するための対価としての部分との割合は、前者が本件契約における債務の本質的内容であり、後者がその前提として付随するものであることからすると、7割対3割と見るのが相当である。

(3) 裁判例③：東京地裁平成26年5月27日判決（甲14）

○要旨

宗教法人である被告の信者であった原告らが、被告に対し、御布施、永代供養料及び納骨壇申込金として被告に支払った金員の返還

等を求めた事案において、原告らによるお布施の交付につき法律行為の要素に錯誤があったとはいえ、原告らに対する御布施の勧誘も不法行為に該当しないと、また、被告からの脱退により金銭交付の目的が消滅したともいえないとする一方で、永代供養契約は事実行為を委託する準委任契約であり、納骨壇使用契約は建物賃貸借契約の性質を中心としつつ準委任契約の性質を併せ持つ混合契約であるところ、本件永代供養契約は原告X1及び原告X3の解除の意思表示により解除され、本件納骨壇使用契約は原告らによる解約の意思表示の3か月後の日の経過により終了したなどとして、被告の原状回復義務及び不当利得返還義務の範囲を認定し、請求を一部認容した。

○判示

判示①

永代供養とは、一般に、故人の供養のために毎年の忌日や彼岸などに寺院で永久に行う読経をいうものであり、自己又は配偶者の死後に事実行為たる読経を依頼し、これに対する対価として金員を支払うことを内容とする本件永代供養契約の法的性格は、事実行為を委託する準委任であると解するのが相当である。

判示②

本件納骨壇使用契約は、納骨堂内の隔壁及び扉によって区画された遺骨の収蔵場所である納骨壇につき、その場所に依じて価格設定のされている申込金を支払い、これに対して期限の定めのない半永久的な利用権を設定することを内容とする契約であり、①利用者には、納骨堂施設の維持管理のための経費として、納骨壇の使用開始後、年額1万円の「納骨堂護持奉納」が義務づけられる一方、②被告には、利用者のために先祖の供養と来世の幸福を祈る集合形式の

法要行事（定例法要会）を年5回（春秋の彼岸、お盆、ご生誕祭及び〇〇祭の時期）行うこと等が義務づけられる契約であると認められる（上記①は原告らが本件納骨堂使用契約締結時に説明されていなかった可能性があるが、この点は取りあえず措くこととする。）。

このような本件納骨壇使用契約の内容から考えると、その法的性質は、建物賃貸借契約の性質を中心としつつ、準委任契約の性質を併せ有する混合契約であると解される。

(4) 検討

裁判例①は、消費者との間で締結された契約を「賃借権又は使用借権のように一定期間の使用権を設定するものではなく、永続的ないし永代的な使用権を設定する」ことを内容とする墓地使用権設定契約であると認定し、「本件墓地使用料は使用期間に対応した使用の対価とはいえず、墓地使用権の設定に対する対価と解するのが相当である。」として、解約に際して墓地使用料の返還を行う義務はないとした。

他方で、裁判例②は、同事案の契約の性質を「被告が原告のために遺骨又は遺品を保管することを約し、その寄託の報酬として原告が被告に対し永代使用料を支払うという内容の有償の諾成的寄託契約に、被告が原告のために永代供養という役務提供を行うことを約するという内容の準委任契約が付随した混合契約である」とした上で、「永代使用料及び永代供養料として支払われた金員のうちには、本件納骨壇を使用し、供養を受けることができる地位を付与され、これによって、宗教的感情を満足させる効果が生じたことに対する対価としての性質を有する部分」の対価については事業者¹に返還義務は生じないとしつつ、その余の部分については返還義務があるとしている。

上記裁判例もふまれば、契約の性質の判断は、事業者側の債務の内容や、消費者が支払う対価がいかなる事柄に着目して設定されているか等の契約の諸要素を総合して判断するものと思われる。

3 同種訴訟等における解決の状況

(1) 宗教法人薬師寺に対する差止請求訴訟（甲15）

本事案では、納骨堂に遺骨を安置し、永代供養を行う役務を提供する事業者に対し、適格消費者団体が訴訟を提起したものである。

本事案は、第一次訴訟と第二次訴訟にわたり争われたものである。

第一次訴訟では、納骨前のキャンセルの場合でも一切の返金を行わないとの規定についての差し止めを求めたところ、事業者側が裁判中に請求の認諾をしたため、訴訟が終結した。

第二次訴訟では、第一次訴訟終結後、事業者が、契約日からの経過日数に応じた返金額を定める返金規定を使用していたところ、同規程についても消費者契約法9条1項に違反するとして起こされたものである。本訴訟では、裁判所の仲介の下、「平均的な損害」の内容について協議が行われ、和解により終結した。

(2) 永光墓園に対する申し入れ事案（甲16）

本事案では、適格消費者団体が、事業者に対し、納骨堂使用契約を締結した際の納入金等について、契約締結後、納入金等を支払った後であっても、たとえ当該納骨堂等を使用することなく契約を解約したとしても、一切返金が行われぬとの規定について、削除することを求める申し入れが行われた事案である。

同事案では、事業者側において、適格消費者団体の申し入れを

踏まえ、検討及び改定を行う旨の回答がなされている。

(3) 太宰府メモリアルパークに対する申し入れ事案（甲17）

本事案では、適格消費者団体が、事業者に対し、納骨堂使用契約を締結した際の納入金等について、契約締結後、納入金等を支払った後であっても、たとえ当該納骨堂等を使用することなく契約を解約したとしても、一切返金が行われぬとの規定について、削除することを求める申し入れが行われた事案である。

同事案では、事業者側において、適格消費者団体の申し入れを踏まえ、検討及び改定を行う旨の回答がなされている。

4 本件規則等は消費者契約法9条1項に違反する

(1) 裁判例①と本件との比較

ア 裁判例①では、当該事案における契約の法的性質について、墓地使用权設定契約であるとしており、被告の主張と合致している。

裁判例①では、以下の事情を前提として、当該事案における契約の法的性質を墓地使用权設定契約としたものと思われる。

- ㊦ 「墓地」に関する契約であること
- ㊧ 墓地につき永続的ないし永代的な使用权を定める契約であること
- ㊨ 墓地管理費が一時金とは別に徴収されていること

イ 他方で、本件においては、

- ㊦ 「樹木葬」に関する契約であること
- ㊧ 樹木葬の対象となる一定の区画について33年間の使用权を定める契約であり、さらに33年経過後は合同供養塔で永代供養がなされること

㉞ 墓地管理費が使用料に含まれていること

という事実がある。

ウ 上記㉞の点につき、「墓地」に関する契約は、一般に、墓所の
利用権を設定した上で、墓石を建立することを目的としている。

他方で、樹木葬においては、墓石を建立しないことが一般的
な墓地とは異なるところであり、樹木葬においては、消費者は、
一般に、墓を建立せずに永代供養を受けられることに着目して
契約を締結する（甲18、甲19）。

本件において、被告は、本件霊園において埋葬場所毎に区画
番号が割り当てられ、顧客が特定の樹木葬墓地区画を選んで本
件契約を締結するとの点を根拠として、「本件契約は、被告が、
顧客との間で、本件霊園の特定の樹木葬墓地区画に墓地使用権
を設定するものである」と主張するが（被告第1準備書面第2、
1項(1)イ（ア））、上記の通り、一般に、樹木葬が、墓を建立せ
ずに永代供養を受けられることに着目して利用されている実態
からすれば、「特定の区画を設定して契約が締結された」との点
は本件契約の主たる部分とはいえない。

エ 上記㉟の点は、上記㉞の点とも関連するところであるが、裁
判例①の事案は、「墓地」使用権を設定し、「永続的ないし永代
的」な使用を購入者乃至その承継人に認めるという契約であっ
たところ、本件契約は、特定の区画について33年間の使用権
を認めるものでしかない。裁判例①の契約が「墓地使用権設定
契約」であると認定されたのは、墓地について永続的ないし永
代的な利用権を設定し、購入者の永続的な利用を認めるという
点に着目された結果であると思われるところ、本件において消
費者は定められた期間にのみ区画を利用できるにすぎない。

本件契約は、樹木葬として33年間特定の区画に埋葬された後、合同供養塔にて永代供養を受けることを目的とした契約というのが、本件の実態に則しているものであり、単に「墓地使用权設定契約」とのみ評価することは実態にそぐわない。

オ 上記⑦の点につき、裁判例①の事案では墓地使用权の対価とは別に墓地管理費の徴収がなされていたのに対し、本件では消費者が一時金として支払う使用料に墓地管理費が含まれている。

裁判例①の事案では、墓地管理費については別に徴収されていたことから、一時金の支払いについては「墓地使用权設定の対価」とのみ評価する余地があったが、本件では使用料に墓地管理費が含まれているのであるから、本件における使用料には、墓地の維持、管理という事実行為を被告が行うことについての対価が含まれていると見ざるを得ない。

カ 上記の点からすれば、墓地使用料の返還を認めなかった裁判例①の事案と本件は全く事案を異にするものと評価することができる。

(2) 本件規則等は消費者契約法9条1項に違反する

ア 上記(1)において説明したとおり、本件契約を単なる墓地使用权設定契約と評価するのは実態にそぐわない。

本件を墓地使用权設定契約とのみ評価した場合、

◎被告が行う永代供養は本件契約においてどのように位置づけられるのか。

◎本件契約に墓地管理料が含まれていることはどのように位置づけられるのか。

との点についての説明を行うことに困難を来すからである。

むしろ、利用者の視点からすれば、本件契約においては、被

告が「料金に含まれているもの」とする、事実行為たる永代供養、墓地管理が事業者によって行われることこそが重要なのであり、この点からすれば、本件契約は準委任契約の性質を持つものと評価するのが相当である。

イ したがって、本件においては、少なくとも納骨前に契約が解約された場合には、民法656条、同651条1項、同648条3項に基づき、被告は、消費者に対して返金を行うべき部分があることは明白であり、これが一切ないとする本件規則等は消費者契約法9条1項に違反するものである。

ウ また、仮に、本件契約が準委任契約以外の要素を含む混合契約であるとしても、上記に述べた永代供養、墓地管理等の役務については、納骨前であれば未履行であることに変わりはなく、これについて何らの返金も行わないとすれば、この点を定める本件規則等が消費者契約法9条1項に違反するものであることに変わりはない。

以上

Westlaw Japan

裁判年月日 平成19年 6月29日 裁判所名 京都地裁 裁判区分 判決
事件番号 平19(レ)36号
事件名 墓所使用料前納金返還請求控訴事件
裁判結果 原判決一部取消、請求棄却 文献番号 2007WLJPCA06299003

要旨

◆被相続人が、墓地を経営する宗教法人である控訴人との間で墓地使用契約を締結し、墓地使用料を一括して支払っていたところ、相続人である被控訴人が、控訴人に対し、同契約を解約するとの申入れをした上で、不当利得返還請求権に基づき、墓地使用料の返還等を求めた事案において、本件墓地使用解約は、一定期間の使用権を設定するものではなく、永続的ないし永代的な使用権を設定するものといふことができ、本件墓地使用料は、墓地使用権の設定に対する対価と解するのが相当であり、被控訴人が本件墓地使用契約の解約を申し入れたとしても、支払済みの本件墓地使用料の全部又は一部について不当利得返還請求権が発生するとはいえないとした事例

出典

裁判所ウェブサイト

評釈

升田純・Lexis判例速報 24号81頁

参照条文

民法703条

令和6年(ワ)第597号 契約条項等使用差止等請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 宗教法人 円蔵院太陽の会

証拠説明書

令和6年11月12日

広島地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 清水正之



号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲12	裁判例(京都地裁平成19年6月29日判決)	写し H19.6.29	京都地方裁判所	本件関連裁判例	
甲13	裁判例(大阪地裁令和2年12月10日判決)	写し R4.6	判例タイムズ社	同上	
甲14	裁判例(東京地裁平成26年5月27日判決)	写し H26.5.27	東京地方裁判所	同上	

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲15	消費者被害防 止ネットワー ク東海HP (抜 粋)	写し	R6.5.16	消費者被害 防止ネット ワーク東海	本件同種事案について、和 解により解決した事案があ ること	
甲16の1	消費者機構福 岡HP (抜粋)	写し	R6.2.21	消費者機構 福岡	本件同種事案について、適 格消費者団体が申し入れを 行い、事業者が同申し入れ に対応する旨を回答した事 案があること	
甲16の2	消費者機構福 岡HP (抜粋)	写し	R6.3.21	消費者機構 福岡	同上	
甲17の1	消費者機構福 岡HP (抜粋)	写し	R4.7.20	消費者機構 福岡	同上	
甲17の2	消費者機構福 岡HP (抜粋)	写し	R5.7.20	消費者機構 福岡	同上	
甲18	いいお墓 (鎌 倉新書) HP (抜粋)	写し	R6.8.29	鎌倉新書	樹木葬が永代供養墓の一種 であり、近年、墓を継がせ たくない等の消費者の要望 により樹木葬を選択する消 費者が増えている事実等	
甲19	石長HP (抜粋)	写し	R6.9.28	石長	同上	